

千葉市競輪事業特別会計における消費税の申告誤りについて

千葉市競輪事業特別会計において、消費税の過去の申告に算定誤りがありましたので、お知らせします。

過去の申告誤りについて更正の請求手続きを行った結果、以下のとおり還付を受けることができました。ただし、一部期間については、更正の請求が可能な期間が過ぎており、還付を受けることができませんでした。

このたびは、消費税算定の事務処理上の錯誤に伴い算定額誤りが生じていたことについて、お詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に努めて参ります。

1 概要

- ・平成15年度（最大に遡った場合）から令和4年度分までの消費税確定申告に税額計算上の誤りがあり、消費税額を過大に申告・納付していた。
- ・令和元年度から4年度分までについては、更正の請求手続きを行い、還付を受けたが、平成30年度以前については、更正の請求が可能な期間を過ぎていたため還付を受けることができなかった。
- ・還付を受けることができなかった誤納付額を算定するため調査を行ったが、文書の保存期間満了により文書廃棄を行っており、正確に把握することはできていない。

2 申告誤りの内容

- (1) 千葉市が事業者へ貸している土地の定期借地権料について、課税非課税の別を誤っていたもの【令和元年度から令和4年度分まで】
- (2) 平成14年3月の自転車競技法の改正により、「競技実施委託料」の取り扱いが変わったものについて従前の計算方法を続けていたもの【平成15年度から令和4年度まで】

3 千葉市への還付額

令和元～4年度分合計 21,896,201円（うち還付加算金45,000円）

※競輪事業への影響額は、還付を受けることが出来なかった平成15年度から30年度分までの16年間で合計約1,000万円程度と推測されます。

4 再発防止策

- (1) 本案件は、千葉市競輪事業特別会計における、仕訳を含む消費税の仕組みや関係法令・制度等改正に伴う消費税への影響に対する認識不足が、最大の発生原因であると判断しています。
- (2) 今後、消費税の課税対象となる競輪事業を担当する職員においては、税務署等関係機関への相談などを含め、消費税に関する知識・能力の獲得に努めるとともに、関連する制度改正等に関する理解を徹底し、適切に対応することができるよう、組織として、情報収集や通知等の定期的なチェック、確認、再確認を実施して参ります。
- (3) また併せて、消費税申告事務にあたっては、複数の職員で事務処理することを徹底し、再発防止に努めて参ります。